

座間市地域包括ケア会議開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の保健、医療、介護サービス、福祉施策等の連携を図り、高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる社会基盤（以下「地域包括ケア体制」という。）を整備することについて協議するため、座間市地域包括ケア会議（以下「包括ケア会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議する事項)

第2条 市長が包括ケア会議で協議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域包括ケア体制の総合的な整備に関すること。
- (2) 地域包括ケア体制の整備に必要な社会資源に関する情報の集約及び提供に関すること。
- (3) 地域包括ケア体制における地域の課題の把握及びその共有化に関すること。
- (4) 援助の困難な事例の支援に関すること。
- (5) 認知症等の高齢者のケアの推進に関すること。
- (6) その他会議の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 市長は、次に掲げる者に包括ケア会議の参加を依頼するものとする。

- (1) 社会福祉又は高齢者福祉の業務に従事する者
- (2) 医療又は保健の業務に従事する者
- (3) 介護保険サービス事業者の代表者
- (4) 座間市医師会の代表者
- (5) 関係行政機関の職員（市職員を含む。）
- (6) その他市長が特に必要と認める者

2 市長は、前項の規定により依頼した者が参加の承諾をした場合は、当該参加者（以下「委員」という。）を委嘱する。

(会議)

第4条 包括ケア会議は、市が開催する。

(議長)

第5条 包括ケア会議の議長は、委員の互選により定める。

(会議の非公開)

第6条 包括ケア会議は、非公開とする。

2 包括ケア会議の記録は、非公開とする。

(謝金)

第7条 市長は、次に掲げる場合は、委員に謝金を支払うことができる。

- (1) 委員が包括ケア会議に出席したとき。

(2) 包括ケア会議の開催にかかわらず委員から第2条の規定により求めた意見があったと市長が認めたとき。

(庶務)

第8条 包括ケア会議の庶務は、介護保険主管課において処理する。

(個別の課題等への検討)

第9条 市長は、地域包括ケア体制における認知症等の高齢者のケアの推進その他個別の課題について検討するため、第4条にかかわらず次に掲げる会議を開催する。

(1) 地域課題検討会議

(2) 個別ケア会議

2 前項各号に掲げる会議の開催は、委託により実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。